

◎五十七番（西丸武進君）ただいま御指名をいただきました県民連合議員会の西丸武進でございます。

質問に入る前に、さきの台風第十九号と台風第二十一号では我が福島県も甚大な被害に見舞われました。ここで亡くなられた皆様に対し心から哀悼の誠をささげさせていただきますと同時に、水害等で多大な被災に遭われた多くの皆様に対しましてもお見舞いを申し上げさせていただきます。

私たちは、知事をしっかり後押しし、いち早い復旧や避難者の方々の支援に積極的に取り組んでいくことをお誓い申し上げ、以下質問に入らせていただきます。

まず、台風第十九号等による災害対応についてであります。

気象庁は、台風第十九号を超大型台風と位置づけ、通過が予想される地域においては嚴重なる警戒態勢をしくようと繰り返し呼びかけておりましたが、その予報どおり超大型台風が本県を襲ったのであります。

大雨特別警報が本県で初めて発令され、崖崩れ、土砂等の流出、河川の越水による農地等の被害、さらには河川等の氾濫、決壊により激流が住宅等を襲い、生死を分けた緊張感が続いたのであります。

ここで質問させていただきます。

第一に、今回の台風による被害は、河川においては堤防が決壊するなどの甚大な被害が生じており、今日まで応急措置等が進められてきたものと思っております。

そこで、河川堤防の決壊箇所における応急的な復旧工事の実施状況についてお尋ねします。

第二に、台風が通過する三日前には、気象庁が会見を開いて早目の備えを呼びかけるなど最大級の警戒がなされていたのにもかかわらず、なぜ三十名の方が犠牲となってしまったのか。また、台風第十九号の被害が色濃く

残る中で接近した台風第二十一号に伴う大雨により、なぜさらに二名の方が犠牲になってしまったのか。台風接近の危険が周知徹底され、適切に避難誘導等がなされていれば、これほどの犠牲者を出さずに済んだのではないかとの思いが消えません。こうした悲惨な被害が再び発生しないよう取り組みを進めるのは、生き残った者の責務であると考えます。

そこで、台風第十九号等によって多くの犠牲者が出たことをどのように受けとめ、今後その教訓をどのように生かしていくのか、県の考えをお尋ねします。

第三に、国は激甚災害指定を閣議決定し、甚大な被害を受けた自治体等に財政支援をすることになっております。災害復旧では、原形に復旧することまでが認められておりますが、さらにもっと大きな台風に襲われたときには再び災害を受けるおそれがあります。

そこで、県は河川の被災箇所における再度の災害を防ぐため、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

第四に、今回多くの河川がさまざまな災害を引き起こしましたが、これまでに水害常襲地帯と言われたいわき市を流れる湯本川では越水することなく最小の水害程度で済みました。

免れた理由の一つとして、調節地の存在があります。地元の強い要望を受け、百三十億円もの巨費を投じ、頑強で大型の調節地をつくっていただいたのであります。

今回の台風に関しましても、湯本川調節地には十分な余裕さえ見受けられたことから、遊休地化の進む河川敷の田畑、山林等の利用も視野に調節地を積極的に設置していくなどの対策も有効と考えております。

そこで、台風第十九号等による災害を踏まえ、幅広い視点で治水対策を進めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

第五に、住まいの再建を支援する被災者生活再建支援法の支援対象は全壊世帯と大規模半壊世帯等に限られ、半壊以下の世帯は支援金を受け取ることができません。

浸水により住居に被害を受けた県民が少しでも早くもとの生活を取り戻すことができるよう、私ども県民連合は十一月二十二日、知事に対し、法の対象とされていない床上浸水の被害を受けた世帯に独自の支援を行うよう緊急要望を行い、県は今般の県議会に補正予算を計上されたところであります。

そこで、被災者生活再建支援法の対象とならない半壊世帯や床上浸水世帯への独自支援にどのように取り組んでいくのか、県の考えをお尋ねいたします。

第六に、水害により冠水した集落世帯には汚泥や雑排水、汚物等が蔓延しており、消毒などの防疫対策による感染症予防が大切と思っております。また、避難所では集団生活や避難の長期化に伴う体力低下などから、感染症が発生するおそれが高まるのではないかと考えております。ノロウイルスの集団感染が発生し、またインフルエンザの流行期にもあることから、避難所の感染症対策も重要であります。

そこで、県は被災者の感染症対策にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、二期目就任から一年を迎えての県政運営についてであります。

本県は、震災と原発事故以降、懸命な努力と国内外からの心温まる御支援により復興を進め、ことしは全町避難が続く大熊町の一部で避難指示が解除されたほか、復興のシンボル、Jヴィレッジが全面再開するなど、これまでの取り組みの成果が見えてまいりました。しかし、その一方でまだまだ多くの皆様が避難生活を続けられ、さらには多方面における風評が根強

く残るなど、未曾有の複合災害は現在進行形なのであります。

こうした中、今回の台風により県内各地で甚大な被害が発生しました。これまで知事は予算の専決処分を行うなど、スピード感を持って災害対応をされておりますが、一日も早い災害からの復旧を進めることはもとより、これまで進めてきた復興の歩みをとめることなく、力強く進めていかなければなりません。

そこで、知事は震災と台風第十九号等による災害からの復興に向け、今後の県政をどのように運営していく考えなのかお尋ねします。

次に、令和二年度の当初予算の編成についてであります。

震災及び原子力災害からの復興に向けた道のりは長く険しいものであり、避難地域の復興や風評・風化対策など今後も継続して取り組んでいかなければなりません。また、若者の県外流出や人口減少は依然として厳しい状況であり、本県の地方創生を推進するための効果的な取り組みも同時に求められております。

さらに、今回の台風により住民生活や経済活動は深刻な影響を受け、生活、なりわいの再建は喫緊の課題であり、被災された方々が一日も早く日常に戻れるよう丁寧に支援していく必要があります。

こうした中、来年度は復興・創生期間の最終年ではあるものの、広範かつ多様な課題が多く山積しており、これに対応するため、復興・創生期間終了後を見据えながら、必要な財源はしっかりと確保した上で、復興・創生と台風災害への対応を力強く着実に進めていかなければならない重要な年であります。

そこで、令和二年度当初予算編成に向けた知事の基本的な考え方についてお尋ねします。

次に、復興財源の確保についてであります。

震災から九年目を迎え、復興・創生期間も残り一年三カ月となる中、本県の復興は十年では完了しないことから、今回の台風に対する災害対応の中にあっても、震災、原発事故からの復興が風化することのないよう、いまだ有事であるという認識を強く持って取り組むことが重要と考えます。

そこで、復興・創生期間後の復興財源の確保にどのように取り組んでいくのか、県の考えをお尋ねします。

次に、総合計画についてであります。

現行の総合計画であるふくしま新生プランは、平成二十四年十二月の策定から七年が経過しようとしており、インフラ、住宅環境などが整備され、復興が進んだ地域もありますが、一方でいまだに避難指示が解除されないなど復興途上の地域もあります。

計画に位置づけた施策は、状況の変化に対応するものでなければなりません。現行計画が策定から一度も改定されていないこともあり、期間の経過とともに乖離が生じているのではないかと危惧しております。

総合計画の終期となる来年度を控えておりますが、そこで現行の総合計画の施策をどのように評価しているのか、県の考えをお尋ねします。

また、現行の総合計画期間が残り一年余りとなり、令和三年四月から始まる新たな総合計画の策定に着手され、議会においても議論されているところであります。

新たな総合計画は、三十年先を見据えながら十年間の期間で計画策定を進めているものと理解いたしております。今後の県政を示す重要な計画であり、県民にどのように施策展開していくのか、方向性を示しながら策定を進めるべきと考えます。

そこで、新たな総合計画においてどのように施策を展開するのか、知事の考えをお尋ねします。

次に、原発問題についてであります。

第一に、原発事故は発生から九年目を迎え、さまざまな課題を有しておりますが、その中でも緊急の対応が迫られているのはトリチウム汚染処理水対策だと思っております。

処理水は、第一原発の敷地内に数多くの貯水タンクに保管されておりますが、敷地内の貯水タンクは目いっぱい状況下にあり、処理水として貯蔵できるのはあと二年以内と聞き及んでおります。

例えば海を埋め立て、大型貯蔵タンクを設置するなどの方法が考えられるところではありますが、風聞の便りでは、処理水は希釈に重点を置かれ、海に放出する以外に解決策なしといった考え方がかいま見られる状況だけに大変危惧しているところであります。

そこで、トリチウムを含む処理水については、具体案を示しながら貯蔵を継続させるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

第二に、県内の原発については、現在福島第一原発の廃炉は国が定めた中長期ロードマップに基づき進められており、廃炉完了までには三十年から四十年かかるとされております。

そのような中、福島第二原発の廃炉が決定されました。福島第二原発は、事故を起こした福島第一原発とは違い、燃料デブリや汚染水の発生はなく、構内の放射線もさほど高くはありません。しかし、福島第二原発にも使用済み燃料があるため、廃炉が完了するまで細心の注意を払いながら安全に廃炉作業を進める必要があります。

そこで、福島第二原発の廃炉が完了するまでどの程度の期間を要するのかお尋ねします。

また、福島第二原発の廃炉が開始されれば、福島第一原発とあわせ、県内十基の原子炉で廃炉が進められることとなり、この間しっかりと県民の安

全を確保していく必要があります。

そこで、県は県内原発の廃炉作業についてどのように県民の安全を確保していくのかお尋ねします。

次に、福祉避難所についてであります。

今回の台風で亡くなられた三十二名の方のうち、六十五歳以上の高齢者が二十一名と実に六五％を占めており、その多くは逃げおくれが原因であります。一般避難所は開設されたのですが、避難所がいっぱいに入れなかった方や移動手段がない中で自宅避難を余儀なくされた方も多くおります。

一般避難所では生活に支障が想定されるため、特別な配慮が必要となる要配慮者を対象とした福祉避難所があります。福祉避難所の周知徹底を図り、迅速に避難誘導すれば犠牲にならなかつた高齢者もいたのではないかと思われます。

そこで、要配慮者が災害時に適切に福祉避難所を利用できるよう、開設状況を速やかに周知する必要があると思っておりますが、県の考えをお尋ねします。

次に、豚コレラ防疫対策についてであります。

豚コレラは、アジアを初め世界各地で発生が見られております。我が国においては、平成八年に開始された対策が行われた結果、一旦撲滅し、平成十八年にワクチン接種が全面的に禁止されました。

ところが、平成三十年九月に岐阜県の養豚場において国内では二十六年ぶりに豚コレラの発生が確認され、その後ことし十一月末時点で九府県、五十例に発生が拡大しております。

本県においても、この出来事を対岸の火事と見るのではなく、緊張感を持つて防疫対策を徹底すべきと考えます。

そこで、県は豚コレラの防疫対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

また、豚コレラの防疫対策としてワクチン接種は非常に有効な手段と考えております。

そこで、豚コレラワクチンの接種について県の考えをお尋ねします。

次に、道路の路面管理についてであります。

寒さはこれからが本番を迎えますが、雨が降った後の道路の表面は凍結し、雪が降った後は寒さにより道路の表面が固まり、その影響でのスリップ事故が心配となります。

人の転倒、車両の追突、衝突事故、積雪による渋滞等、生活面、物流面にしても今から混乱が予想されるだけに、事故等の防止対策には万全を期さなければなりません。

そこで、県は冬期間における道路の路面管理をどのように行っていくのかお尋ねします。

次に、被災事業者への支援についてであります。

県内におきましては、今回の台風により多くの商店や工場等が被災するなど、中小企業等に甚大な被害が及び、事業活動の継続やそれに伴う雇用が脅かされるなど、極めて深刻な状況が生じております。

被災した企業が撤退、他地域への移転、事業再建の断念などといった事態が生じれば、地域経済に多大なる悪影響が及ぶばかりでなく、八年半積み重ねてきた復興の歩みを遅延させるものになりかねないと懸念しているところであります。

そこで、県は個々の被災事業者の実情に即した支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、医療関連産業の海外展開についてであります。

本県の医療関連産業は、特に震災後、復興に向けた重点分野の一つと位置づけられ、ふくしま医療機器開発支援センターの開所を初め県内企業の医



療機器開発及び事業化への支援などにより、育成・集積へ向けた取り組みが進んでいると感じております。

私の地元いわき市のある企業は、タイの企業と医療機器の研究開発に関する合弁会社を設立しましたが、二年前の本県とタイとの医療関連分野での覚書締結、その後に開催されたタイでの展示会における同企業の本県ブースへの出展が連携のきっかけとなったと聞き及んでおります。

グローバルな市場を有する医療関連産業において、タイを含むASEAN諸国はGDPの向上とともに新興市場として注目されており、また今後高齢化の進行も見込まれることから、企業にとっては販路を拡大するためにも非常に魅力的な地域であると考えております。

同分野では、先進地域であるドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州とも覚書を締結されており、今後も県が先頭に立って両地域との交流を進めることが県内企業の大いなる後押しとなるものと信じております。

そこで、県は医療関連産業の海外展開にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、小野町の一般廃棄物最終処分場についてであります。

株式会社ウイズウェイストジャパンが小野町に設置した夏井川上流域に立地している一般廃棄物最終処分場については、いわき市などは水道水源の安全性を守る観点から市民挙げての反対運動が起き、最終的には埋立許可容量を八十五万七千八百六十立方メートルとし、その後の県を含めた調整により、平成二十三年三月をもって受け入れを一切完了し、現在は許可権者である県はもとより、事業者、小野町、いわき市との三者による公害防止協定に基づき、浸出水の管理をしているところであります。

ここで質問させていただきます。

第一に、公害防止協定では、処分場主要施設を変更する場合はあらかじめ

協議することとされていますが、事業者は協定を無視し、平成十八年に当初の許可容量を八万一千八百六十二立方メートル増量させています。

そこで、平成十八年に事業者から提出された小野町の一般廃棄物最終処分場に関する増設届け出について、県が受理した経緯をお尋ねします。

また、事業者は本年八月に当該処分場への再搬入をするため、廃棄物処理法に基づく変更許可申請を県に提出したとのことですが、これまでの経緯を考えれば、受け入れは言語道断であり、いわき市等は議会を含めて大反対のコールが鳴り響いております。

そこで、県は本年八月に事業者が変更許可を申請するまでどのように指導し、今後どのように対応していくのかお尋ねします。

次に、県立高等学校改革についてであります。

県立高等学校改革については、県立高等学校改革前期実施計画において、統合等の再編整備について県教委の考えが示され、県立高等学校改革懇談会が積極的に開催されておりますが、今もって統合には賛成、反対の意見に分かれるなど、合意形成に至るまでには相当の時間がかかるものと思われま

す。これまでの県教委の主張は、地元の教育委員会関係者の意向を尊重しながら進めたい、地元市町村の声を尊重しながら対応を考えたいとの姿勢を打ち出しておりましたが、一部では請願等が提出されるなど、丁寧な説明と地元の要望とに乖離があると考えます。地元には地元の理由があり、やみくもに反対しているとは全く思っておりません。

そこで、さまざまな地元の声がある中、県立高等学校改革にどのように対応していくのか、県教育委員会の考えをお尋ねします。

次に、公立学校における道徳教育についてであります。

将来を担う小中高等学校の児童生徒は、登校後の朝礼に始まり、さまざま

な学習に取り組み、その中で善悪の判断や思いやり、感謝等の道徳性を育んでいくと考えており、学校教育が果たす道徳教育の役割は極めて重要と思われまます。

昨今、不登校やいじめ、暴力行為等の問題はもちろん、SNSやゲーム等の問題が極めて深刻でありますだけに、このような問題について学校ばかりではなく社会全体で目を向けなければなりません。また、それに起因する凶悪な事件も起こっております。

このような現状を改善するために、地域住民や保護者、小中高等学校がいかに連携協力して道徳教育の充実に取り組んでいくのかといった視点が大切であると考えます。

そこで、県教育委員会は公立学校における道徳教育の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、運転中にスマートフォン等を手に持って使う、ながら運転防止についてであります。

ながら運転について罰則が強化される改正道路交通法が十二月一日に施行されました。全国的に交通事故の発生件数が年々減少傾向にある中、ながら運転が原因の交通事故についてはふえているとの報道もあります。

本県においても、二〇一六年にはスマートフォンゲームに気をとられた運転手が交通死亡事故を起こした悲惨な事例もあります。こうした交通事故をなくすためには、改正法を踏まえた総合的な対策が求められており、車を運転するドライバーについては、安全意識を高め、ハンドルを握る者の責任を改めて心に刻む必要があると思えます。

そこで、県警察はながら運転防止にどのような取り組みでいくのかお尋ねします。

最後に、交番、駐在所の安全対策についてであります。

この課題に関しましては、県民の安全・安心にかかわる大変重要な問題であることから、ことし六月にも県議会において同じ趣旨の質問をさせていただきます。地域の住民にとって頼りになるのは、地元に着した交番であり、地域に住み込み、安全を守っている駐在所であると思っております。

近年、実際に交番や駐在所に勤務する警察官が標的となる襲撃事件が発生しており、県民も少なからず不安を感じておりますし、実際に交番や駐在所に勤務する警察官としても、必要な訓練等は積んでいるとはいえ、緊張感のはかり知れないと推察いたしております。

この不安や緊張感を解消していくためには、警察官個人の対処能力の維持向上のほかに、交番や駐在所における防犯カメラの設置など施設面での安全対策も必要になってくるものと考えます。

そこで、県警察における交番、駐在所の安全対策についてお尋ねします。以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）西丸議員の御質問にお答えいたします。

県政運営についてであります。

震災と原発事故から懸命に復興を進める中、台風第十九号等による甚大な被害を受け、多くのとうとい命が失われるとともに、広範囲にわたる浸水被害等により、本県は二重三重の困難を抱えることとなりました。

私は、これまで八十カ所を超える被災箇所を視察し、住家被害により先が見えない避難生活に不安を募らせる方や、ビニールハウスが全壊し、営農再開を諦めようかと悩む農家の方、機械等が水没し、休業を余儀なくされ

ている事業所の方、さらにはそうした厳しい状況の中でも業務を続けておられる医療、福祉施設や再開した商店の方などから直接思いを伺いながら、一日も早い生活、なりわいの再建に向け、総力を挙げて対応してまいりました。

こうした中、国内外から寄せられた支援物資や励ましはもとより、国や自治体から駆けつけてくださった応援職員の方々を初め災害ボランティアの皆さんからも多くの御支援をいただき、とりわけ地元のために自分たちができることで役に立ちたいと懸命に汗を流す高校生の姿は福島県民にとって希望の光となり、大きな心の支えとなっております。

私は、これからも福島を応援してくださる多くの方々との共働の輪を広げながら、現場主義を貫き、未曾有の複合災害からの復興再生と台風被害からの早期復旧に向け、逆境にも屈することなく、直面する課題一つ一つにしっかりと向き合い、全力で挑戦を続けてまいります。

次に、令和二年度当初予算編成に向けた考え方についてであります。

来年度は、復興・創生期間や総合計画の最終年度であるとともに、次期総合戦略の初年度として復興・創生をさらに前へ進めるための重要な一年であります。

このため、復興と地方創生の実現に向けた長期にわたる取り組みはもとより、台風第十九号等による甚大な災害からの復旧や被災された方々の生活再建をしっかりと進めるための制度や財源の必要性、さらには被災された方々から現場で伺った思いや復興の途上であるという本県特有の事情等をあらゆる機会を捉えて国へ強く訴えるとともに、補正予算の編成など速やかな対応を行ってまいりました。

来年度においては、台風等による被災地の復旧はもとより、福島イノベーション・コースト構想の推進や風評・風化対策の強化など県全体の復興と

結婚、出産、子育て支援の充実や全国に誇れる健康長寿県の実現、交流人口の拡大に向けた取り組みなど、福島ならではの地方創生を両輪で進めることが重要であります。

当初予算編成に当たりましては、十一の重点プロジェクトを中心に戦略的かつ効果的な事業構築を展開するとともに、台風等による災害からの一日も早い復旧と生活、なりわいの再建に向けた取り組みを切れ目なく進め、誰もが復興を実感でき、魅力にあふれる福島の構築を目指してまいります。

次に、新たな総合計画につきましては、福島の未来を切り開く礎となり、長期的な展望に立った羅針盤であるとともに、令和三年度からの復興・創生期間後の十年間と一致する重要な時期の計画となります。

複合災害からの復興再生や地方創生を推し進めながら、住民ニーズをしっかりと捉え、次期計画の策定に取り組んでいく必要があることから、基本的な考え方や施策体系の柱について、総合計画審議会等において議論を深めているところであります。

私は、震災で傷ついた誇りを取り戻す、また新たな誇りをつくり出す「ふくしまプライド。」を広げ、復興・創生を自分事として捉える県民の機運を醸成するとともに、地域産業の活性化や生活環境の整備を進め、さらに再生可能エネルギー先駆けの地や福島イノベーション・コースト構想等の実現を通して、それぞれの県民が豊かさや幸せを実感できる県づくりを目指していききたいと考えております。

そのため、次期計画の策定過程においては、市町村長や地域の皆さんとの意見交換を初め新たに対話型ワークショップの手法を取り入れ、未来を担う子供から大人まで幅広い世代の参画を得ながら、県民の皆さんの声に耳を傾けてまいります。

引き続き、県民一人一人の思いを大切にしながら、具体的な取り組みの方

向性や施策の検討を進め、復興の地、福島の未来予想図を描いてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁させていただきますので、御了承願います。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

台風第十九号等によって多くの犠牲者が出たことにつきましては、犠牲になられた三十二名のうち、六十五歳以上の方が二十一名と六割以上を占めるとともに、約三割の十一名の方が外出中に被災されており、県内各地で二百ミリの大雨を記録するような大雨特別警報が発令される状況下において、高齢者等の避難行動要支援者の確実な避難や仕事の出出勤も含めた外出の危険性への警戒が主な課題であったと受けとめております。

そのため、今後設置する検証委員会において災害時における避難行動のアンケートを実施するなど、県民の命を守るための今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援法の支援対象とならない半壊や床上浸水世帯への独自の支援につきましては、県議会、市長会及び町村会からいただいた生活再建に係る要望を真摯に受けとめ、検討を進めてきたところであり、日常生活に必要な家財等の購入や住宅の補修に要する経費の一助とするため、市町村と連携して、県として一世帯当たり十万円を給付したいと考えております。

次に、トリチウムを含む処理水の取り扱いにつきましては、現在国の小委員会において社会的影響も踏まえた検討が進められており、これまで五つの処分方法のほか、貯蔵の継続についても議論が行われているところであり、

県といたしましたしは、引き続き国及び東京電力に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧の説明しながら慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

次に、福島第二原発の廃炉期間につきましては、今後東京電力が策定する廃止措置計画において示されることとなりますが、これまで東京電力からは、原子炉一基当たり三十年程度を見込んでおり、さらに全四基が廃炉対象となること、かつ福島第一原発と並行した廃炉作業となることから、廃炉が完了するまでには四十年を超える期間が必要であると聞いております。

次に、県内原発の廃炉につきましては、これまで現地駐在職員による日々の監視や廃炉安全監視協議会による立入調査に加え、原子力対策監などの専門的知見も活用しながら安全確保の状況を確認してまいりました。

今後は、福島第二原発の廃炉も行われることから、福島第一原発の廃炉とともに安全を最優先に着実に進めるよう国及び東京電力に求めるとともに、福島第二原発の廃炉実施に係る新たな安全確保協定を締結し、廃炉安全監視協議会などにより地元市町村と一体となって厳しく監視してまいります。

（企画調整部長佐竹 浩君登壇）

◎企画調整部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

復興・創生期間後の復興財源の確保につきましては、知事を先頭にあらゆる機会を捉え、国に要請してまいりました。

去る九日に示された復興の基本方針案では、一般会計と区分した震災復興特別会計や復興事業の地方負担を軽減する震災復興特別交付税制度の継続、令和三年度から五年間の復興事業の規模が一兆円台半ばと見込まれることなどが明記されたところであります。

引き続き、令和二年夏ごろを目途とする事業規模や財源の決定に向け、復興の進捗に応じて必要となる施策等を訴え、国が前面に立って福島の復興



に責任を果たすよう求めてまいります。

次に、総合計画の施策につきましては、震災と原発事故からの復興再生と地方創生を着実に進めるため、毎年度数値目標の達成状況等を踏まえ、施策の効果検証を行うPDCAサイクルにより評価し、実効性の高い施策の構築に生かしております。

具体的には、商業、サービスの総生産額、集落支援員やGAPに取り組む産地など、数値目標を上回る指標が三割を超える一方で、未達成の指標もあることから、最終年度となる令和二年度においては、四百件を超える主要施策の総点検による進捗状況等を踏まえ、新たな総合計画の策定を見据えた総仕上げにしっかりと取り組んでまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

小野町の一般廃棄物最終処分場の増設届け出につきましては、平成十八年に事業者が維持管理上の必要性から埋め立て形状を変更したことなどにより許可容量の一〇％以内の増加が生じたとして、廃棄物処理法の規定に基づき軽微な変更の届け出を提出したものであります。

次に、事業者に対する指導と今後の対応につきましては、これまで事業者に対し、小野町といわき市との三者による公害防止協定に基づく事前協議を行い、合意形成を図った上で対応するよう指導してまいりましたが、本年八月に県に対し変更許可申請が提出されたところであります。

今後は、廃棄物処理法の規定に基づき、利害関係者や専門家の意見を聞きながら厳正に審査してまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

被災者の感染症対策につきましては、災害発生後速やかに浸水した家屋等

の消毒方法や作業時の注意点など基本的な考え方を市町村に示したほか、保健師等が被災住宅を訪問し、住民へ健康管理と感染症予防についての注意喚起を行いました。

また、避難所においては、保健福祉事務所の感染症担当職員が専門的見地から感染症発生のリスク調査を実施し、多数の人が触れる場所の清掃方法や嘔吐物の処理方法などを実践指導するとともに、タオルを共有しないことや消毒液の配置を助言するなど、感染症の集団発生予防に取り組んでおります。

今後も引き続き市町村と連携しながら感染症の発生予防や発生時の拡大予防にしっかりと対応してまいります。

次に、福祉避難所を開設した際の周知につきましては、県においてガイドラインを作成し、災害発生時における要配慮者及び支援関係者等への速やかな開設場所の周知を市町村に求めるとともに、あらかじめ市町村が指定した福祉避難所を毎年度公表しているところであります。

今回の台風第十九号等による災害においては、地域における要配慮者の把握の方法や福祉避難所の開設の時期などがさまざまであったことから、地域の実情に応じた対応に向けて、改めて被災した市町村の対応状況を確認し、課題等を検討してガイドラインを見直すなど、要配慮者が適切に福祉避難所を利用できるよう、引き続き市町村とともに取り組んでまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

被災事業者の支援につきましては、市町村や商工団体と連携し、商店街等の被災事業者を直接訪問して被害状況や要望等の把握を行うとともに、中小企業等グループ補助事業などの公募の開始に当たっては、方部ごとに事業者向け説明会を開催するなど、きめ細かな対応に努めているところであ

ります。

今後事業再開に向け、グループ補助事業や国の持続化補助事業、各種融資制度等の支援メニューが効果的に活用されるよう、事業者に対する個別相談を実施するとともに、商工会等の伴走型支援や中小企業診断士等のアドバイザー派遣などを通して、個々の被災事業者の状況に応じた復旧支援に取り組んでまいります。

次に、医療関連産業の海外展開につきましては、十月に覚書を更新したドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州及びASEAN諸国における展示会への継続した出展等により、本県企業の販路拡大を図ってまいりました。

今年度は、ドイツの展示会に六社、タイ王国では十社の県内企業が出展、先月のメディカルクリエーションふくしまには両国を含め四力国の海外企業十一社が出展し、活発なビジネス交流が行われております。

さらに、ジェトロと連携し、タイ・バンコクとの間において現地企業とのマッチングや医療機器市場に精通するタイの有識者を招聘したセミナーを開催するなど、今後とも医療関連産業の海外展開に積極的に取り組んでまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

豚コレラの防疫対策につきましては、畜舎消毒や部外者の立ち入り制限、野生動物の侵入防止など、家畜伝染病予防法で定める飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう養豚場に対し指導するとともに、国内で新たな感染事例が確認された際には、その都度速やかに情報提供と異常の有無の確認を行っております。

今後は、これらの対策をさらに徹底するとともに、新たに養豚場の防護柵

設置に対する手厚い支援を行うなど、野生動物によるウイルスの侵入防止にも積極的に取り組んでまいります。

次に、豚コレラワクチンにつきましては、国が衛生管理の徹底のみでは感染の防止が困難と判断し、接種推奨地域に指定した場合に限り、接種が可能となります。

推奨地域の対象でない本県といたしましては、引き続き常に危機意識を持って防疫対策に取り組んでいくほか、地域指定に備えて必要なワクチンの量や人員の算定など、ワクチン接種プログラムの作成準備を進めてまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

河川堤防の決壊箇所における応急的な復旧工事につきましては、県管理河川で決壊した四十九カ所について発災直後から順次着手いたしました。

このうち阿武隈川の本川上流と支川の十六カ所については、早期完了を図るため、県の要請により国の権限代行による復旧工事が実施され、県で施工した箇所と合わせて、十一月二十一日までに全ての箇所が完了しております。

次に、河川の被災箇所における再度の災害防止につきましては、発災直後から決壊した堤防などにおいて速やかな応急対策を進めてきたところであります。

今後の本格的な復旧工事においては、被災前の施設に復旧するだけでなく、被災した水位までの護岸のかさ上げや堤防の上を舗装するなどの補強を行うとともに、一連の区間において一定の水準で整備ができる箇所については改良復旧等の事業化を検討するなど、再度の災害防止を図るため、しっかりと取り組んでいく考えであります。

次に、幅広い視点での治水対策につきましては、河川に調節地やダムなどの洪水調節施設が整備できる場合には流域全体における安全度の向上に効果が高いと考えております。

今後は、台風第十九号等による被災箇所への復旧や河川改修を速やかに進めるとともに、近年の異常気象や気候変動を踏まえ、長期的な対策においては洪水調節施設を視野に入れた検討を行うなど、県民の安全・安心の確保につながる治水対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、冬期間における道路の路面管理につきましては、凍結抑制剤を散布する機械を増強しながら路面の凍結対策を実施するとともに、豪雪時においては他の道路管理者との除雪車の相互乗り入れを行うなど、体制に工夫を加えながら除雪を実施しているところであります。

引き続き、効率的かつ効果的に凍結対策や除雪を行うため、気象情報やパトロール等によりきめ細かに状況を把握するとともに、関係機関と緊密な連携を図るなど、冬期間における安全な道路交通の確保に努めてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立高等学校改革につきましては、改革懇談会における御意見や地域からの御要望などを真摯に受けとめ、可能な限り反映する形で魅力ある学校づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、いただいた御意見等を踏まえ、生徒が地域をフィールドとして活動し、課題の解決に取り組む探求的な学びや、地元企業、自治体等と連携したその地域ならではの体験的な学びの実践、大学進学から就職までの生徒の幅広い進路希望に対応したきめ細かな指導など、統合校における特色ある教育活動について具体的に検討を進め、地域における懇談を重ねて

丁寧に説明しながら理解を求めてまいります。

次に、公立学校における道徳教育につきましては、児童生徒の豊かな心を育むことが大切であると考えております。

このため、教員が校種を越えて学び合う研修会において、農業高校生をパングクリの先生として迎え、思いやりや感謝、創意工夫について学んだ小学校の事例や、伝統芸能を地域の住民とともに学び、郷土愛を育んでいる中学校の事例など、道徳性を養うための望ましい教育活動のあり方について共通理解を図っております。

また、道徳について保護者や地域の方々の理解を深めるため、学校の取り組みや道徳に関する作文を紹介するリーフレットを配布しているところであり、家庭や地域の皆様とも協力しながら道徳教育のさらなる充実に努めてまいります。

(警察本部長 林 学君登壇)

◎警察本部長(林 学君) 答えいたします。

ながら運転防止の取り組みにつきましては、重大な交通事故に直結する危険な行為であることから、県警察ではこれまでも取り締まりや各種講習会等における交通教育などを実施してきたところであります。

一方、県内では、本年九月、スマートフォンを使用しながら運転していたことによる交通死亡事故も発生している状況にあります。

そのような中、十二月一日に改正道路交通法が施行され、ながら運転の罰則が強化されたことから、これまで以上に取り締まりを強化するとともに、その危険性や罰則強化について広報啓発を行い、悲惨な交通事故の未然防止に努めてまいります。

次に、交番、駐在所の安全対策につきましては、他府県における襲撃事案等の発生も踏まえ、訓練の強化等による警察官の対処能力の向上を図りつ

つ、施設面での安全対策を進めてまいりました。

具体的には、交番、駐在所の点検を行い、不審者が容易に警察官に近づけないよう机の配置を見直したり、盾やさすまた等の装備品を直ちに使える場所へ確実に配置したほか、交番、駐在所における防犯カメラの設置も進めることとしております。

今後も施設面での安全対策を進め、地域の安全・安心の拠点として交番、駐在所を運用してまいりたいと考えております。